

五所川原市役所
環境保全率先行動計画

〈地球温暖化対策推進実行計画〉



平成29年3月

五所川原市

目 次

I. 計画策定の趣旨	1
II. 基本的事項	3
1 計画の目的	
2 計画の期間	
3 計画の対象とする事務及び事業の範囲	
III. 温室効果ガスの排出状況	5
1 対象とする温室効果ガス	
2 基準年（平成 27 年度）における温室効果ガスの排出量	
3 総温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算量)の内訳	
IV. 計画の目標	7
1 温室効果ガス排出量の削減目標	
2 具体的な（使用項目ごとの）削減目標	
V. 目標達成に向けて実行すべき取り組み	8
1 環境に配慮した基本的な行動原則	
2 温室効果ガス削減にむけての具体的な取り組み	
(1) 電気使用量の削減に向けての取り組み	
(2) 燃料消費量の削減に向けての取り組み	
(3) その他資源の使用量の削減に向けての取り組み	
3 物品購入の際の環境配慮（グリーン購入の推進）	
4 廃棄の際の環境配慮	
(1) 廃棄物の減量とリサイクルの推進（3Rへの取り組み）	
(2) フロン類の回収と適正処理	
(3) 施設等への不法投棄の防止	
5 施設等の建築及び管理にあたっての配慮	
(1) 省資源・省エネルギーの推進	
(2) 環境負荷の少ない施工及び維持管理	
6 その他の取り組み事項	
(1) 職員の環境保全意識の向上	
(2) イベントや祭りにおける環境への配慮	
(3) 職場以外の日常生活における環境配慮行動	
VI. 計画の推進と点検・評価	15
1 実行計画の推進	
2 推進体制	
3 公表	
VII. 参考資料	17

I. 計画策定の趣旨

大気中の温室効果ガス濃度の増加によって起こる地球温暖化は、生態系及び人類に深刻な悪影響を及ぼすことから、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題となっています。

1997年（平成9年）、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議で「京都議定書」が採択され、国は、2008年から2012年までの5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）に比較して6%削減を目標とする行動計画を策定し、実行してきました。

異常気象が常態化する中で、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約国締結会議第21回締約国会議で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に批准、発効され、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法令」の一部改正により、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。

五所川原市は、平成16年1月に「五所川原市役所環境保全率先行動計画」を策定し、自らの事務及び事業によって発生する温室効果ガスの排出量抑制を図ることにより、地域の模範となって環境への負荷の低減に努めるとともに、環境と社会の健全な関係を築き、人類の持続可能な発展の基盤を整え、これを将来世代に継承することで、多様化する諸環境問題の発生を未然に防止しようとする行動計画を実行しています。

また、市町村合併及び指定管理者制度に伴い、計画の対象とする事務及び事業の範囲が大きく変更されたことから、平成20年度に行動計画を改訂し、平成25年度6%削減を目標に環境負荷の低減に取り組んできました。

国は、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、業務その他部門の温室効果ガス削減目標は、2030年度（平成42年度）までに40%削減することを目標としており、本市としても国に準じて削減目標を見直します。

参考：国の温室効果ガスの削減目標について

国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。

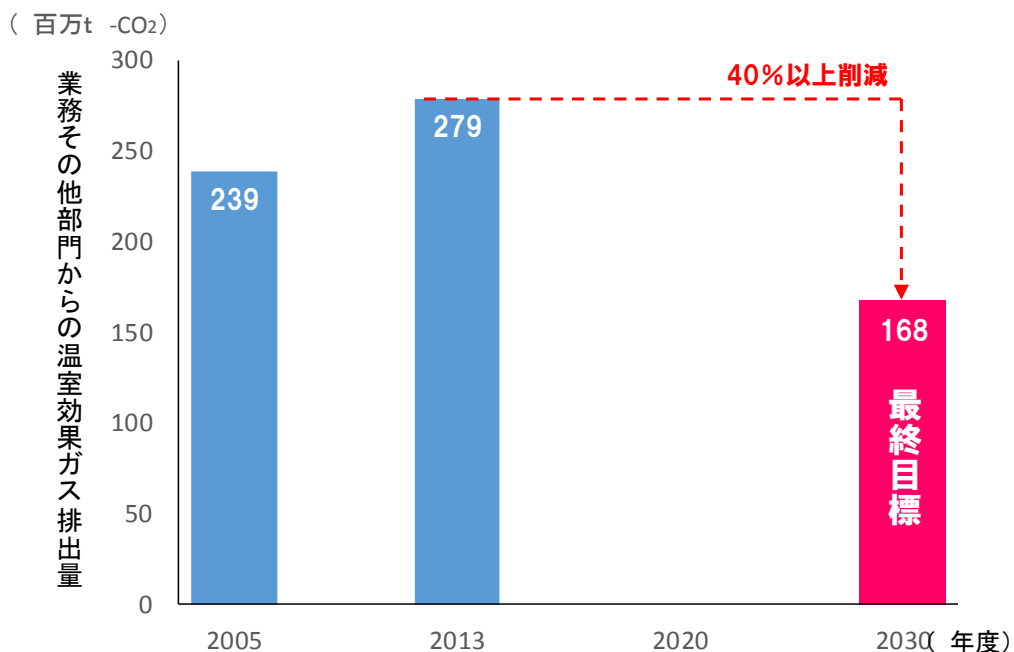
「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標は、2030年度（平成42年度）までに2013年度（平成25年度）比で26%削減となっています。

部門別にみると、市の事務事業を含む『業務その他部門』の削減目標は、2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比で40%削減となっており、非常に大きな削減が必要です。

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標（国の目標）

単位：百万t-CO₂

項目	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度 目標	削減率 2030/2013
温室効果ガス排出量	1,397	1,408	1,042	-26%
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927	-25%
産業部門	457	429	401	-7%
業務その他部門	239	279	168	-40%
家庭部門	180	201	122	-39%
運輸部門	240	225	163	-28%
エネルギー転換部門	104	101	73	-28%
非エネルギー起源CO ₂	85	76	71	-7%
メタンCH ₄	39	36	32	-12%
一酸化二窒素N ₂ O	26	23	21	-6%
代替フロン等4ガス	28	39	29	-25%
HFCs	13	32	22	-32%
PFCs	9	3	4	27%
SF ₆	5	2	3	23%
NF ₃	1	1	1	-64%
吸収源対策	-	-	-37	-



Ⅱ. 基 本 的 事 項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市が事務事業に係る環境に配慮した取り組みを率先して実行し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に策定しています。

2 計画の期間

本計画は2017年度（平成29年度）から2030年度（平成42年度）までの14年を計画期間とします。

ただし、2019年度（平成31年度）までの実施状況や地球温暖化対策に関する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、2020年度（平成32年度）に見直しを行います。

3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象範囲は、当市のすべての事務及び事業が対象となります。

具体的には『地球温暖化対策に関する基本方針』に準じ、庁舎における事務及び事業のほか、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、診療所等すべての施設を対象として実行計画を実施するものとします。

ただし、実行計画の対象外の施設であっても、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能であるものについては、必要な措置を講ずるよう求めるものとします。

なお、対象となる市が管理する施設などは、次のとおりです。（図表1）

図表1 計画の対象となる施設の一覧

部 署 名	課 室 名	施 設 等 名 称
総 務 部	総 務 課	防災倉庫
	秘 書 課	
	人 事 課	
	管 財 課	市役所庁舎、分庁舎（公園管理センター）、コミュニティセンター16箇所、松島会館、集会所40箇所
財 政 部	財 政 課	
	企 画 課	
	税 務 課	
	収 納 課	
民 生 部	市 民 課	
	国保年金課	保健センター市浦、市浦医科診療所、市浦歯科診療所

	健康推進課	働く婦人の家、保健センター五所川原、保健センター金木、し〜うらんど海遊館
	環境対策課	一般廃棄物最終処分場 3 箇所、火葬場 3 箇所、ペット火葬場
福 祉 部	保護福祉課	
	介護福祉課	生き生きセンター、養護老人ホームくるみ園、地域福祉センター、金木中央老人福祉センター、生活支援ハウス 2 箇所、老人福祉センター4 箇所、森の家
	家庭福祉課	
経 済 部	農林水産課	ふれあい牧場研修施設、金木自然休養村管理センター、長橋地区農産物加工センター、木材工芸センター、実取飼育牛センター、岩井放牧施設管理舎、古館看視舎、玉清水牧野看視所、毘沙門地区家畜保護施設、農村婦人の家
	農村整備課	
	観光物産課	立佞武多の館、立佞武多広場、金木観光物産館、十三湖マリーナ、特産品加工センター、総合交流促進センター、十三湖中の島ブリッジパーク、市浦地域活性化センター、市浦歴史民族資料館、脇元海辺ふれあいゾーン、金木交流プラザ
	商工労政課	職業訓練施設
建 設 部	土 木 課	スノーステーション、道路河川管理ステーション
	都市計画課	
	建築住宅課	
	公園管理課	芦野公園（管理事務所・福山邸・トイレ 4 箇所）、津軽フラワーセンター（曲水の館・トイレ）、狼野長根公園トイレ 3 箇所、菊ヶ丘運動公園トイレ 3 箇所、堺野沢ため池公園トイレ 2 箇所、大沼公園トイレ 2 箇所、柳町児童公園トイレ、松島団地児童公園トイレ、旧十川河川公園トイレ、飯詰ふれあいパークトイレ
教育委員会	教育総務課	小学校 11 校、中学校 6 校、金木高校市浦分校
	社会教育課	
	文化スポーツ課	ふるさと交流圏民センター、太宰治記念館「斜陽館」、津軽三味線会館、楠美家住宅、つがる克雪ドーム、市民体育館、市営球場、市営庭球場、勤労者総合スポーツ施設、金木運動公園、山村広場（野球場）、市民プール、B&G 海洋センター金木、B&G 海洋センター市浦、金木相撲場、市弓道場、嘉瀬スキー場、市営ゲートボール場、北斗運動広場、漆川体育館、金木

		歴史民俗資料館、五所川原市歴史民俗資料館、市浦歴史民俗資料館、旧平山家住宅、十三湊発掘調査整理事務所
	指 導 課	
	中央公民館	中央公民館、金木公民館
	図 書 館	五所川原市図書館、伊藤忠吉記念図書館
	学校給食センター	学校給食センター
上下水道部	総 務 課	上下水道部庁舎
	水 道 課	元町浄水場、飯詰浄水場、七和配水場、第 1～第 3 配水池、第 1～第 4 取水場、七夕野取水場、長者森送水ポンプ場、玉清水調整池、七和調整池、その他水道施設、工業用水道センター、No.1 号～No.4 号取水井、No.6 取水井
	下 水 道 課	公共下水道施設、特定環境保全公共下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、五所川原堰揚水機場
金 木 総 合 支 所		金木総合支所庁舎、除雪センター、コミュニティセンター4 箇所、集会所 20 箇所
市 浦 総 合 支 所		市浦総合支所庁舎、コミュニティセンター2 箇所、集会所 5 箇所、旧商工会館
高 等 看 護 学 院		高等看護学院
会 計 課		
議 会 事 務 局		
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		
監 査 委 員 事 務 局		
農 業 委 員 会 事 務 局		

Ⅲ. 温室効果ガスの排出状況

1 対象とする温室効果ガス

排出量算定の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に基づき、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の物質が規定されています。

ただし、当市での排出量が極めて少なく算定が容易でないこと、また市の事務事業との関わりが小さいことからハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は算定対象外とし、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素を算定対象とします。

なお、図表2に挙げた3種類の温室効果ガスについて、各々に掲げた排出源となる事務及び事業を対象として、排出量を把握することとします。

図表2

温室効果ガスの種類	排 出 源	温室効果ガスの排出量算定の根拠
二酸化炭素 (CO ₂)	・ 燃料の燃焼 ・ 電気の使用	・ ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガス、都市ガスの使用量 ・ 電気使用量
メタン (CH ₄)	・ 燃料の燃焼 ・ 公用自動車の走行 ・ 下水の処理	・ 灯油、LPガス、都市ガスの使用量 ・ 公用自動車の走行距離 ・ 下水処理量
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 燃料の燃焼 ・ 公用自動車の走行	・ 灯油、LPガス、都市ガスの使用量 ・ 公用自動車の走行距離

2 基準年（平成27年度）における温室効果ガスの排出量

【基本算定式：使用量(活動量)×単位発熱量×炭素排出係数×換算係数】

1. 二酸化炭素排出量

調査項目		単位	平成27年度 活動量	単位 発熱量	炭素排出 係数	CO ₂ 換算 係数	温室効果ガス 排出量
燃料 使用量	ガソリン	L	74,949.0	34.6	0.0183	3.666667	174,006
	灯油	L	907,359.8	36.7	0.0185	3.666667	2,258,857
	軽油	L	202,389.2	37.7	0.0187	3.666667	523,169
	A重油	L	445,128.0	39.1	0.0189	3.666667	1,206,132
	液化石油ガス (LPG)	kg	27,124.6	50.8	0.0161	3.666667	81,344
	都市ガス	m ³	103,123.7	44.8	0.0136	3.666667	230,381
電気使用量(一般電気事業者)		kWh	11,287,167.0			0.556000	6,275,665
						合計	10,749,554

2. メタン排出に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算量)

調査項目		単位	平成27年度 活動量	単位 発熱量	CH ₄ 係数	地球温暖化 係数	温室効果ガス 排出量		
燃料 使用量	灯油	L	907,359.8	0.0367	0.0095	25	7,909		
	液化石油ガス (LPG)	kg	27,124.6	0.0508	0.0045	25	155		
	都市ガス	m ³	103,123.7	0.0448	0.0045	25	520		
自動車 の 走行 距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km	293,721.0		0.000011	25	81	
		普通乗合自動車	km	0.0		0.000035	25	0	
		軽乗用自動車	km	289,932.0		0.000011	25	80	
		普通貨物自動車	km	1,060.0		0.000035	25	1	
		小型貨物自動車	km	29,844.0		0.000035	25	26	
		軽貨物自動車	km	117,741.0		0.000011	25	32	
		特殊用途自動車	km	28,322.0		0.000035	25	25	
	軽油	普通・小型乗用車	km	21,738.0		0.000020	25	1	
		普通乗合自動車	km	103,564.0		0.0000170	25	44	
		普通貨物自動車	km	65,935.0		0.0000150	25	25	
		小型貨物自動車	km	26,170.0		0.0000081	25	5	
		特殊用途自動車	km	53,324.0		0.0000130	25	17	
		下水処理量		m ³	2,894,518.0		0.00088	25	63,679
								合計	72,600

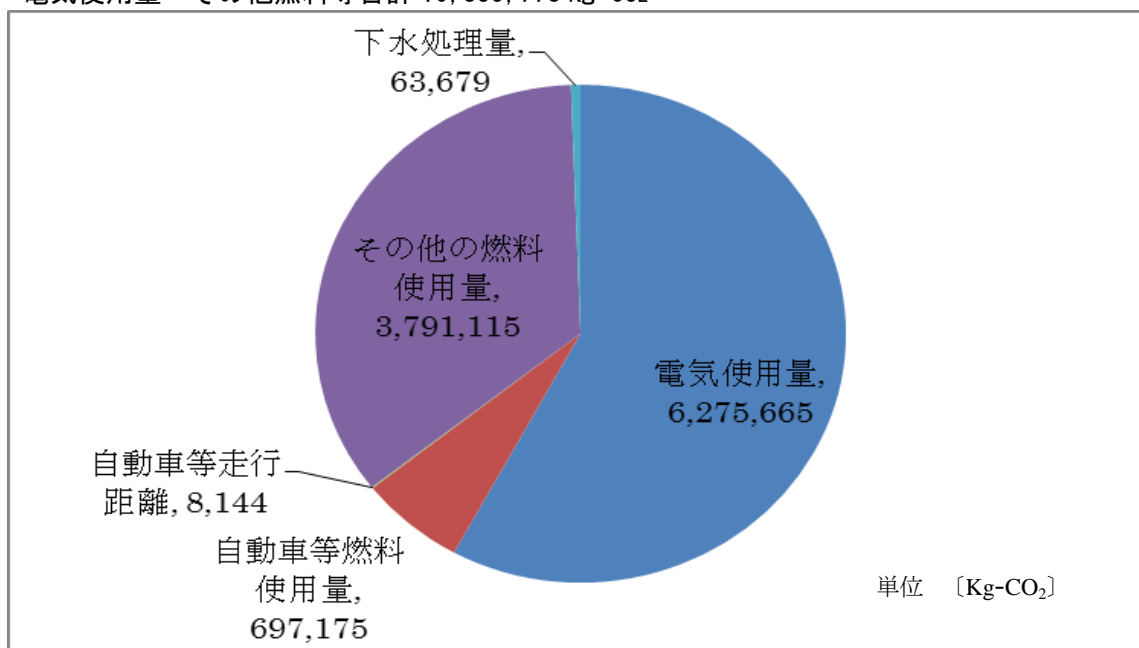
3. 一酸化二窒素排出に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算量)

調査項目		単位	平成27年度 活動量	単位 発熱量	CH ₄ 係数	地球温暖化 係数	温室効果ガス 排出量		
燃料 使用量	灯油	L	907,359.8	0.0367	0.000570	298	5,656		
	液化石油ガス (LPG)	kg	27,124.6	0.0508	0.000090	298	37		
	都市ガス	m ³	103,123.7	0.0448	0.000090	298	124		
自動車 の 走行 距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km	293,721.0		0.000030	298	2,626	
		普通乗合自動車	km	0.0		0.000044	298	0	
		軽乗用自動車	km	289,932.0		0.000022	298	1,901	
		普通貨物自動車	km	1,060.0		0.000039	298	12	
		小型貨物自動車	km	29,844.0		0.000027	298	240	
		軽貨物自動車	km	117,741.0		0.000023	298	807	
		特殊用途自動車	km	28,322.0		0.000038	298	321	
	軽油	普通・小型乗用車	km	21,738.0		0.000007	298	45	
		普通乗合自動車	km	103,564.0		0.000025	298	772	
		普通貨物自動車	km	65,935.0		0.000025	298	491	
		小型貨物自動車	km	26,170.0		0.000025	298	195	
		特殊用途自動車	km	53,324.0		0.000025	298	397	
		笑気ガス(麻酔剤)の使用量		kg	0.0		1.0	298	0
								合計	13,624

総温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算量)	10,835,778 [kg-CO ₂]
-----------------------	-----------------------------------

3 総温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算量）の内訳

電気使用量・その他燃料等合計 10,835,778 kg-CO₂



IV. 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画に示した措置を着実に実施することにより、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を基準年度 2015 年度（平成 27 年度）に比べ、2030 年度（平成 42 年度）までに **40%削減**することを目標とします。

ただし、当面は、中間目標として 2020 年度（平成 32 年度）に **10%以上の温室効果ガス削減**を目指すこととします。

2 具体的な（使用項目ごとの）削減目標

（1）電気使用量の削減

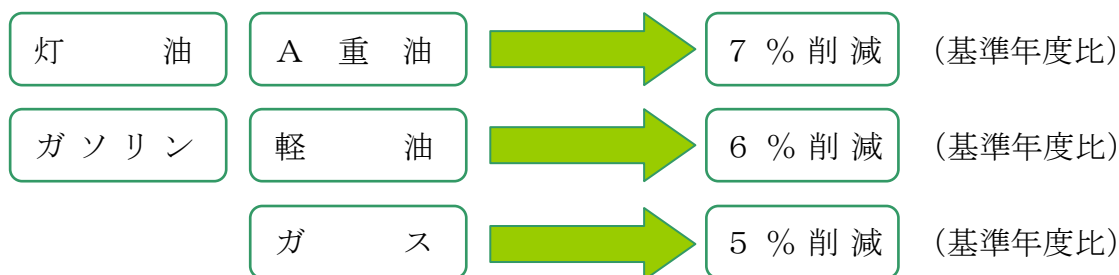
日本の発電電力量の 87.8%（2014 年時点）は、石炭や石油、天然ガスなどの燃料を燃焼させることによりつくられている。その際、燃焼に伴う二酸化炭素が大量に発生することから、電気使用量の削減を通して二酸化炭素の排出量の削減を目指す。



昼の休憩時間と業務開始前及び終了後の節電、電気製品の適正使用等を中心にエネルギー使用量の大きな設備の省エネ対策を推進します。

(2) 燃料消費量の削減

燃料の燃焼に伴う二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の排出量の削減を目指す。

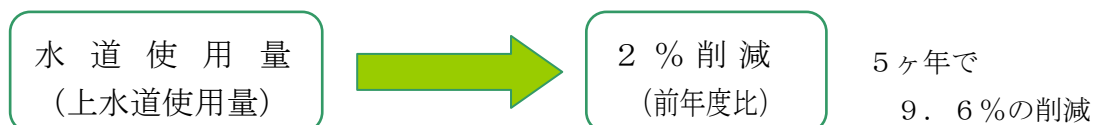


(3) その他資源の使用量の削減

・森林による二酸化炭素の吸収量の確保と紙類の消費削減を目指す。



・水資源の有効利用を図るとともに、水道使用量の削減を目指す。



V. 目標達成に向けて実行すべき取り組み

1 環境に配慮した基本的な行動原則

削減目標を達成するため、(地球規模で考え、身近なところから実践する)をスローガンとし、職員一人ひとりが次の基本的な行動原則に従って事務・事業を進めることにより、持続的に環境負荷の低減に努めます。ただし、市民への対応及びサービスに支障のない範囲で取り組むこととします。

- ① 日々の事務の中で無駄を無くし、省エネルギー・省資源に努める。
- ② ものを大切にし、不要になったものは再使用・リサイクルに努める。
- ③ 物品等の購入の際には、環境負荷の少ないもの(グリーン購入)を選択する。
- ④ 事業の実施にあたっては、出来る限り環境負荷の小さな手段をとる。
- ⑤ 環境知識の習得と意識の高揚に努め、職場以外の日常生活においても、環境にやさしい一市民となるよう努める。

2 温室効果ガス削減に向けての具体的な取り組み

(1) 電気使用量の削減に向けての取り組み

- ◇照明機器の適正利用に努めます。
 - ・ 昼休み時間は、窓口業務以外の課等は全面消灯します。
 - ・ 時間外勤務の時は、必要な範囲のみ点灯します。
 - ・ 通常の勤務時間であっても、業務に支障がない範囲で消灯します。
 - ・ 給湯室、会議室、倉庫等の利用後は、忘れず消灯します。
 - ・ 照明器具の清掃を定期的実施します。
- ◇パソコン等OA機器を適正に利用します。
 - ・ 省エネモードの設定や席を長時間離れる時は、ディスプレイのふたを閉めるか、電源を切ります。
 - ・ LANの活用によりプリンターなどの周辺機器の共有化を推進します。
- ◇コーヒーマーカー、電気ポット、冷蔵庫等の利用は原則として禁止します。
- ◇コピー機使用後は、節電ボタンを押します。
- ◇長時間使用しない電気製品は、電源を切りプラグを抜いて待機電力を削減します。
- ◇職員のエレベーターの利用はできるだけ控え、階段を利用します。
- ◇クールビズ(立佞武多のポロシャツ着用、ノーネクタイ等)、ウォームビズ(室内でも厚着、ひざ掛けの使用等)を実施します。
- ◇毎週水曜日をノー残業デーとし設定し、電気使用量の低減を図ります。
- ◇「節電」の貼り紙をします。

(2) 燃料消費量の削減に向けての取り組み

- ◇自動車燃料使用量を削減します。
 - ・ エコドライブ10を実施します。※
 - ・ 出張計画の管理等による効率的な相乗りに努めます。
- ◇冷暖房燃料使用量を削減します。
 - ・ 冷暖房温度は、冷房28度、暖房20度を目途に適正な調整に努めます。
 - ・ ボイラーは、設定温度や使用時間の適正な調整に努めます。
 - ・ 冷暖房機器の維持管理を適正に行います。
- ◇ガス使用量を削減します。
 - ・ コンロの沸かしすぎに十分留意し、炎の量を調整するなど効率的に使用します。
 - ・ 機器の維持管理を適正に実施します。

(3) その他資源の使用量の削減に向けての取り組み

- ◇紙類の使用量を削減します。
 - ・ 不要な印刷を行わず、庁内LANやメール等を活用しペーパーレス化に努めます。
 - ・ 縮小コピー、両面コピーを徹底し、会議資料等の減量化に努めます。

- ・使用済み用紙の裏面を再使用します。
- ・資料の共有化を推進し、個人持ち資料の減量化を図ります。
- ・印刷前にプレビュー画面を確認し、ミスプリントを防止します。
- ・ミスプリントのないよう、プリンターを使用している人に声を掛け合い注意を払います。

◇水道使用量を削減します。

- ・食器の洗浄時等は水を出しっぱなしにしないようにします。
- ・洗車の際は、バケツに水をためて行います。
- ・水道の減圧調整により、使用量の削減を図ります。
- ・定期的に漏水点検を実施します。
- ・大量に水を使用する施設は、適正な運営管理を実施します。
- ・「節水」の貼り紙をします。

3 物品購入の際の環境配慮（グリーン購入の推進）

物品等の購入にあたっては、その必要性・必要量を十分に検討し、「五所川原市役所グリーン購入調達方針」に基づき、対象物品表に定める選択基準に沿って、できるだけ環境負荷の少ない物品の購入に努めます。

[基準年（平成 27 年度）におけるグリーン購入実施結果]

総グリーン購入額 (A)	57,370,086 円	グリーン調達率	36.36%
総購入金額合計 (B)	157,770,948 円	(A) / (B) × 100	

[グリーン購入実施結果の内訳]

①文具・事務用品

グリーン購入額 (A)	10,807,871 円	グリーン調達率	15.28%
購入金額合計 (B)	70,738,857 円	(A) / (B) × 100	

②用紙・紙類

グリーン購入額 (A)	8,608,020 円	グリーン調達率	61.38%
購入金額合計 (B)	14,023,118 円	(A) / (B) × 100	

※A4換算総購入枚数 14,639,420枚

③印刷物

グリーン購入額 (A)	22,153,406 円	グリーン調達率	39.99%
購入金額合計 (B)	55,392,753 円	(A) / (B) × 100	

④電気機器

グリーン購入額 (A)	8,776,294 円	グリーン調達率	82.86%
購入金額合計 (B)	10,591,725 円	(A) / (B) × 100	

⑤自動車

グリーン購入額 (A)	7,024,495 円	グリーン調達率	100.0%
購入金額合計 (B)	7,024,495 円	(A) / (B) × 100	

4 廃棄の際の環境配慮

循環型社会の形成を目指すうえで欠かせない、廃棄物の減量化・リサイクルの推進は、資源の有効利用だけでなく、処理の際のエネルギー消費の削減につながります。また、廃棄物の処理・処分は、処理方法によっては環境に対して悪影響を与えるおそれがあることから、適正処理を徹底する必要があります。

(1) 廃棄物の減量とリサイクルの推進（3Rへの取り組み）

◇リデュース（Reduce ごみそのものを減らす）

- ・資料の簡素化、両面コピーの徹底、ミスコピーの防止。
- ・使い捨て商品は原則として買わない。詰め替えが可能な製品を購入する。（洗剤・コピー機、プリンターのトナーカートリッジなど）
- ・廃ポスターの名刺等への再利用を図る。
- ・マイバック、マイ水筒、マイ箸等を持参し、使い捨て製品の排出を抑制する。

◇リユース（Reuse 繰り返し使う）

- ・ファイリング用品は、繰り返し使用する。
- ・不要になったものでも、他に必要とする施設（課・室）がないか確認し、安易に廃棄しない。
- ・ワンウェイ容器はなるべく購入せず、リユース容器を使用することにより廃棄物の減量に努める。
- ・市役所内部での文書等のやり取りには、できる限り使用済封筒を再利用する。
- ・裏面利用用紙ボックスを設置し、使用済み用紙の再利用を徹底する。

◇リサイクル（Recycle 再び資源として利用する）、

- ・庁舎内から出る廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ペットボトル・びん・缶〈アルミ・スチール〉・紙類）、廃プラスチックに分別し、適正に処理する。
- ・コピー機、プリンターのカートリッジの回収とリサイクルを進める。

(2) フロン類の回収と適正処理

◇フロン類を使用している公用車、冷蔵庫、空調設備等を廃棄する場合は、法令に基づき適切に回収、処分する。

(3) 施設等への不法投棄の防止

◇定期的な巡回などによって不法投棄の防止に努め、発見した場合は早急に対処し、被害の拡大を防ぐ。

◇施設周辺の美化の保持に努め、不法投棄しにくい環境づくりを心がける。

◇施設等の駐車場においては、自動車・自転車等の不法投棄及び放置対策を実施する。

5 施設等の建築及び管理にあたっての配慮

建築物の新築・改築を行う場合は、環境配慮型施設の整備を目指し、「省エネルギー」「自然エネルギー設備の導入」「環境に配慮した建築材料の採用」等を検討する。また、施設管理を徹底することで、施設を原因とする環境汚染を防止する。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

- ◇燃料設備の改修等にあたっては、灯油、LPG、LNG等の環境負荷のより少ない燃料を使用する設備の導入を図る。
- ◇施設の新築・改築においては、自然エネルギーを活用した設備（風力発電・太陽光発電・バイオマス発電など）の導入に努める。
- ◇環境に配慮した建築材料を使用し、また断熱材の使用や通風・採熱などエネルギー効率の向上を図る。
- ◇省エネルギー型の照明機器を導入する。
- ◇センサーによる点灯設備の導入に努める。
- ◇雨水利用や施設から排出される排水の再利用施設の導入を検討する。

(2) 環境負荷の少ない施工及び維持管理

- ◇施設等の建築・改築にあたっては、周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再利用等、計画段階から施工時まで環境に配慮した公共工事を行う。
- ◇敷地内及び周辺の自然環境の保全を図る。
 - ・施設や公共事業で樹木を植樹するときは、地域内に生育する大気浄化能力の高い「大気環境木」を積極的に使用する。
 - ・施設の建設時には適切な植栽を行い、各地域の特性に応じた生態系の確保、景観保全に努め、地域との調和に配慮する。
 - ・敷地内に育成する樹木の剪定した枝や落ち葉等は、できるだけコンポスト化や燃料化を図り、廃棄物の排出を削減するよう努める。
- ◇化学薬品や燃料等の漏洩の防止と貯蔵施設の管理を徹底する。
 - ・燃料タンクやボイラー等からの燃料の漏洩の防止を図る。
 - ・薬品タンク及び薬品庫の管理を徹底する。
 - ・排水やばい煙の排出基準の遵守を図る。
 - ・水質汚濁物質処理設備等の施設において、日常管理を徹底する。

6 その他の取り組み

(1) 職員の環境保全意識の向上

- ◇環境に関する研修及び情報提供等の積極的な実施
 - ・環境保全に関する研修・講習会等の充実を図り職員の意識啓発を図る。
 - ・庁内LAN、パンフレット等により環境問題に関する情報を提供する。

◇環境保全活動への職員の積極的参加の奨励

- ・地域住民等が開催する環境行事等への積極的な協力と参加を図る。
- ・希望する職員が環境保全活動に参加できるような環境づくりに努める。

◇エコ通勤

- ・市職員を対象に、「エコ通勤デー」を設定し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する。

(2) イベントや祭りにおける環境への配慮

◇イベント等の開催にあたっては、開催目的を損なわない範囲で環境配慮の取り組みを行います。また、お客様に対しても環境への配慮を呼びかけます。

- ・チラシや資料は必要部数を精査し、無駄のないように用意する。
- ・会場の選定にあたっては、公共交通機関の利用に配慮する。
- ・来場者に対し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用による来場を呼びかける。
- ・分別用ごみ箱などを設置し、廃棄物の減量化・リサイクルに努める。
- ・ごみの持ち帰りを来場者に呼びかける。
- ・適切な室温、照明、音響等の管理により、省エネに努める。

(3) 職場以外の日常生活における環境配慮行動

◇職場以外でも、職場と同様、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等に努めます。また、地域の清掃活動やリサイクル活動等の環境保全活動への積極的な参加に努めます。

【家庭でできる 10 の取り組み】

- ① 冷房温度を1℃高く、暖房温度を1℃低く設定し、着るもので調整する。
- ② 通勤や買い物際には、自動車の運転を控え、自転車や公共交通機関を利用する。
- ③ 車を運転するときは、アイドリングストップを行うなど、適正運転に努める。
- ④ 電化製品を長時間使わないときは、コンセントを抜き、待機電力を削減する。
- ⑤ シャワーのお湯を流しっぱなしにしない。
- ⑥ 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。
- ⑦ ポットやジャーの保温をやめる。
- ⑧ 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を減らす。
- ⑨ 買い物袋を持ち歩き、省包装の商品を選ぶ。
- ⑩ テレビは、みたい番組だけ選んで見る。

VI. 計画の推進と点検・評価

1 実行計画の推進

本計画の推進に当たっては、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（確認）→A c t i o n（見直し）の一連の作業を繰り返し行うP D C Aサイクルによる推進により、継続的に環境負荷の軽減を図ります。

2 推進体制

本計画の円滑な推進のために「五所川原市役所環境保全率先行動計画推進本部」を設置し、図表「計画の推進体制・P D C Aサイクル」に示すとおり組織を整備します。

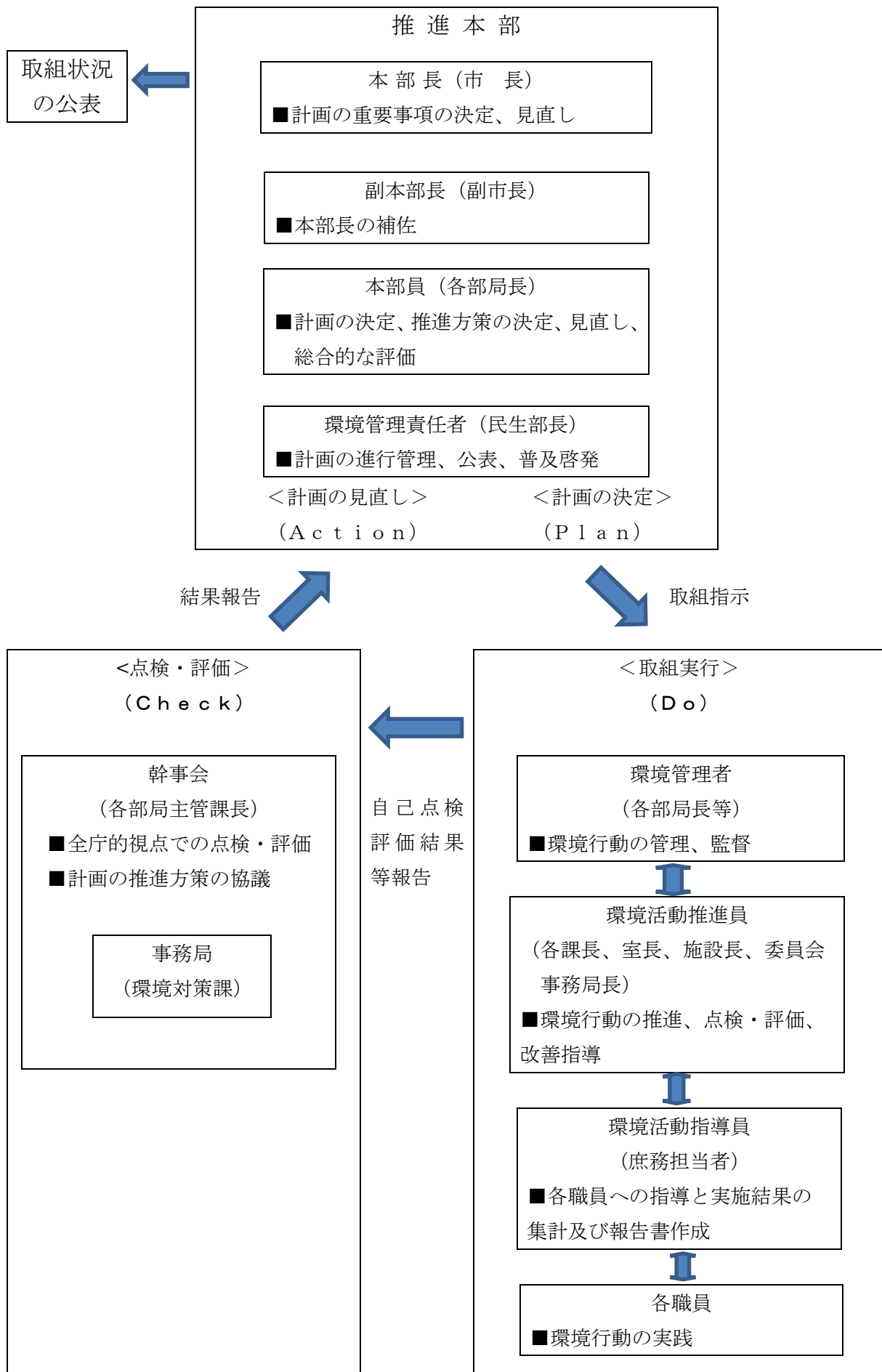
3 公表

本計画は、策定後に公表するとともに、その実施結果についても毎年度公表します。

◇公表する手法

- ・ 広報誌による公表（広報ごしよがわら）
- ・ ホームページへ掲載

計画の推進体制・PDCAサイクル



VII. 参考資料

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(抜粋)

平成10年10月9日法律第117号
最終改正：平成28年5月27日法律第50号

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(3から7まで省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(11から12まで省略)

「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」(抜粋)

平成12年5月31日法律第100号

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

「循環型社会形成推進基本法」(抜粋)

平成12年6月2日法律第110号

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第7条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- (1) 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- (2) 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- (3) 循環資源の全部又は一部のうち、第1号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- (4) 循環資源の全部又は一部のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われな
ないものについては、処分されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

『エコドライブと環境問題』

◆エコドライブとは？

エコドライブとは、一言で言うと「環境に配慮した自動車の使用」のことです。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO₂)の排出量を減らす運転のことです。

◆自動車の排気ガスと環境問題

自動車の排気ガスに含まれる二酸化炭素(CO₂)は地球温暖化の原因となり、また窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(p_m)は大気汚染の原因となっております。エコドライブを実践することでこれらの排出ガスを減少させることは、「地球環境の保全」につながります。

エコドライブ10のすすめ

次のような「エコドライブ10のすすめ」(エコドライブ普及連絡会制定)を参考にして運転しましょう。できる項目から実施し、無理なく継続することが大事です。実際の運転では、車の流れにのり交通法規を守り安全優先で走行しましょう。

① ふんわりアクセル「eスタート」

「やさしい発進を心がけましょう。」

普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の5秒で時速20kmが目安です)だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

② 加減速の少ない運転

「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕を持つことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

③ 早めのアクセルオフ

「エンジnbrakeを積極的に使いましょう。」

エンジnbrakeを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジnbrakeで減速しましょう。また減速したり、坂道を下るときにはエンジnbrakeを活用しましょう。

④ エアコンの使用を控えめに！

「車内を冷やしすぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

⑤ アイドリングストップ

「無用なアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐車の際にはアイドリングを止めましょう。

⑥ 暖機運転は適切に！

「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します

⑦ 道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

1時間のドライブで道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。

⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正值より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

⑨ 不要な荷物は積まずに走行

「不要な荷物は積まないようにしましょう。」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

⑩ 駐車場所に注意

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨げとなる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

『エコ通勤』運動の推進

◆エコ通勤とは？

自動車（バイクを含む）による通勤をはじめとした通勤交通は、周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等、さまざまな問題の原因となり得ます。事業所の社会的責任の観点からも、また各事業所の効率的な経営の観点からも、より望ましい通勤交通のあり方を模索していくことが望ましいと言えるかもしれません。

「エコ通勤」とは、このような背景のもと、CO₂（二酸化炭素）の排出量を抑えるために、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取り組みです。

エコ通勤実施のメリット

地域にとって

- ・周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和が期待できます。
- ・公共交通の利用者数の増加⇨公共交通サービス水準の向上等が期待できます。
- ・地球温暖化防止に寄与します。

職員にとって

- ・自転車や徒歩での通勤は、健康増進（生活習慣病対策・ダイエット）にも役立ちます。
- ・渋滞に巻き込まれず通勤できます。
- ・交通事故にあう確率が低減し安全に通勤できます。

エコ通勤には、こんな方法があります。

- その1 「健康的に・・・」
自転車・徒歩で通勤
- その2 「本でも読みながら・・・」
公共交通機関（電車・バス）での通勤
- その3 「職場の同僚と一緒に・・・」
自動車のあいのり

一人ひとりが、少しずつ、エコ通勤

◇毎日は難しくても、まずは・・・

週に1回、あるいは月1回だけでも、エコ通勤に取り組む姿勢が大事です。

◇多くのCO₂を排出する自動車を・・・

一人ひとりが、少しずつ控えれば、全体のCO₂が大きく削減されることとなります。

※ 「エコ通勤」運動の実施は、無理のないできる範囲で！

五所川原市役所環境保全率先行動計画推進本部設置要綱

制定	平成15年	2月19日
改正	平成20年	9月1日
改正	平成28年	8月17日
改正	平成29年	1月4日

(設置)

第1条 五所川原市役所環境保全率先行動計画（以下「行動計画」という。）を策定及び推進するために、五所川原市役所環境保全率先行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定、推進、進行管理に関すること。
- (2) 実績の評価及び行動計画の見直しに関すること。
- (3) 行動計画の公表及び普及・啓発に関すること。
- (4) その他行動計画に関して必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員及び環境管理責任者をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 環境管理責任者は、民生部長をもって充てる。

(本部長、副本部長、本部員及び環境管理責任者)

第4条 本部長は、推進本部を代表するとともに、その事務を総理する。また、行動計画に関する重要事項の決定及び見直しについて、環境管理責任者にこれを指示する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、計画の策定、推進方策、見直し及び総合的な評価について、決定する。
- 4 環境管理責任者は、行動計画の進行管理を行うとともに見直しが必要となる重要事項について、本部長に報告する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議の議長は、本部長がこれに当たる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事項の具体的な調査検討を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境対策課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表するとともに、その事務を統括する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 7 幹事会の会議は、協議事項に関連する部局等の環境活動推進員を招集して開催することができる。

(環境管理者)

第7条 環境管理者は、部局等内における行動計画の管理、監督を行うとともに、各所属で点検・評価した結果を環境管理責任者に報告する。

2 環境管理者は、各部局の長をもって充てる。

(環境活動推進員)

第8条 行動計画の周知と推進及び進行管理を行うため、環境活動推進員を置く。

2 環境活動推進員は各課(室)、施設及び委員会事務局の長をもって充てる。

3 環境活動推進員は、当該所属における行動計画の取組状況を把握するため、物品の購入に携わる職員を環境活動指導員として指名し、推進本部に届出なければならない。

4 環境活動推進員は、自ら率先して行動計画に取組むとともに、環境活動指導員並びに職員が、環境に関する研修や環境保全活動等に積極的に参加できるよう努めることとする。

5 環境活動推進員は、行動計画による取組みを通じて必要と思われる新規対策事項等を事務局に対して提案することができる。

(環境活動指導員)

第9条 当該所属職員への指導と実施結果の集計及び事務局への報告のため、環境活動指導員を置く。

2 環境活動指導員は、物品の購入等を通じ、各職員の意識の高揚がなされるよう指導するとともに、環境物品等の調達に努めるものとする。

3 環境活動指導員は、物品の購入に際して数量の適正化や、相互の所属課等における備品の有効利用等を促進するなど、購入量の低減並びにコストの削減を図るものとする。

(事務局)

第10条 推進本部の事務局を環境対策課に置く。

2 事務局は推進本部、幹事会の庶務を行うこととする。

3 事務局は、行動計画の実施状況の点検を行うものとする。

4 事務局は、各所属からの報告をもとに、温室効果ガスの排出量を算定し、毎年度実績報告書を作成しなければならない。

5 事務局は、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)に基づき、環境物品等の調達方針を策定するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

総務部長、財政部長、福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、上下水道部長 会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長

別表 2 (第 6 条関係)

総務部	総務課長	金木総合支所	総合支所長
財政部	財政課長	市浦総合支所	総合支所長
民生部	市民課長	教育委員会	教育総務課長
経済部	農林水産課長	選挙管理委員会事務局	事務局長
建設部	土木課長	監査委員事務局	事務局次長
福祉部	保護福祉課長	農業委員会事務局	事務局長
上下水道部	総務課長	議会事務局	事務局次長

五所川原市役所におけるグリーン購入調達方針

(調達方針策定の趣旨)

第1 グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際に購入そのものの必要性を見直したうえで、価格や品質ばかりではなく環境に与える負荷も考慮し、環境に優しい物品やサービスを優先的に購入することである。

グリーン購入の推進は、環境保全型商品の市場を拡大し、企業に環境負荷の少ない物品やサービスの開発、環境に配慮した経営努力を促すことから、持続可能な社会経済システム(循環型社会)を構築するうえで極めて重要であり、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月3日法律第100号)」(以下「グリーン購入法」という。)により、環境物品等の需要を図ることは地方公共団体の責務となっている。

こうした社会背景を基に、市は行政の事務事業を通じてエネルギーや資源を消費する大規模な経済主体であるとともに、地域に対して大きな影響力をもつことから、市民及び事業者の模範としてグリーン購入法に基づき本調達方針を定め、「五所川原市役所環境保全率先行動計画」に沿って自らの活動が環境に与える負荷を低減するよう取組むこととする。

(基本原則)

第2 物品やサービスのライフサイクルにおいて、生産をはじめ廃棄時などに様々な環境負荷を伴うことを認識し、次に掲げる事項について配慮し購入する。

(1) 購入の必要性について

物品やサービスの購入には、数量の見直しをはじめ再使用や借用できないかなどの方法も含めた購入の必要性を十分検討したうえで、必要最小限の量を購入する。

(2) 物品の選択について

- ア 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されている。
- イ 資源やエネルギーの消費が少ない。
- ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用している。
- エ 長期間の使用ができる。
- オ 再使用が可能である。
- カ リサイクルが可能である。
- キ 再生された素材や再使用された部品を利用している。
- ク 廃棄されるときに処理や処分が容易である。

(3) 物品の使用について

- ア 適切な管理を行い使用する。
- イ 省資源・省エネルギーのもと有効利用に努める。

2 工事や業務委託等の業者の選定にあたっては、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入や事業所独自の環境配慮、環境活動などの実施状況も評価対象事項となるよう検討する。

3 工事や業務委託については、契約書及び仕様書等にグリーン購入や環境保全等についての規定を盛り込むことで、市民及び事業者の環境意識の啓発に努める。

(対象物品及びサービス)

第3 グリーン購入の対象とする物品は、次の各号に該当するものとする。

(1) 第三者機関等の認定する環境ラベル(エコマーク、グリーンマーク、PETボトルリサイクル推奨マーク、国際エネルギースターマーク等)を取得したもの。

(2) 市が作成する「五所川原市グリーン購入商品指定基準」を満たしたもの。

2 前項に該当する基準が無い物品やサービスについても、基本原則に基づき購入することとする。

(調達方針の対象範囲)

第4 本調達方針は市が調達する物品やサービス、工事、業務委託を対象とし、「五所川原市役所環境保全率先行動計画」に規定される市役所組織において取組みを実施する。

(推進体制)

第5 グリーン購入の運用管理は、「五所川原市役所環境保全率先行動計画」に基づき五所川原市役所環境保全率先行動計画推進本部が行い、毎年度「五所川原市グリーン購入商品指定基準」を定めるとともに、その実績は、各年度の調達方針に基づき公表する。

附 則

この方針は、平成16年2月1日より施行する。

五所川原市グリーン購入商品指定基準

種 類	品 目	商 品 指 定 基 準
用紙類	PPC(コピー)用紙	古紙配合率70%、白色度70程度のもの
	PPCカラー用紙	古紙配合率70%のもの
	ファクシミリ感熱記録紙	古紙を使用しているもの
	模造紙	古紙配合率70%以上のもの
印刷物	報告書・申請書	古紙を使用しているもの
	パンフレット・チラシ	古紙を使用しているもの
	ポスター類	古紙を使用しているもの
	窓付封筒	古紙を使用しているもの
	市役所封筒	(順次古紙配合率の導入を検討)
	起案用紙	(順次古紙配合率の導入を検討)
	付箋紙・伝票	(順次古紙配合率の導入を検討)
紙製品	ノート	表紙・中紙:古紙を使用しているもの
	綴込表紙	古紙配合率70%以上のもの
	タックシール、ラベル	ラベル又は剥離紙(台紙)に古紙を使用しているもの
	タックインディックス	ラベル又は剥離紙(台紙)に古紙を使用しているもの
	トイレットペーパー	古紙配合率70%のもの
	一般事務用封筒	古紙配合率70%以上、白色度70程度のもの
ファイル	チューブファイル	表紙芯材:古紙70% 表紙:非塩ビ系
	パイプファイル	見出しラベル:交換可能 とじ具:分別廃棄可能
	フラットファイル	表 紙:古紙配合率70%又は再生樹脂を使用しているもの とじ具:分別廃棄可能であること
	紙ファイル	
	レターファイル	
	レバーファイル	本体:古紙70%又は再生樹脂を使用しているもの
	Z式ファイル	
	リングファイル	
	クリアーファイル(ブック)	本体:古紙70%又は再生樹脂を使用しているもの
	ポケット式ファイル	
	用箋挟	本体:古紙70%又は再生樹脂を使用しているもの
	クリップボード	
クリアーホルダー		
名刺ホルダー	本体:古紙70%又は再生樹脂を使用しているもの	
筆記用具	鉛筆・色鉛筆	軸:端材を使用しているもの
	蛍光ペン	軸:再生樹脂を使用しているもの
	ボールペン	軸:再生樹脂を使用しているもの
	マジックインキ	軸:再生樹脂を使用しているもの
	シャープペンシル	軸:再生樹脂を使用しているもの
	シャープペンシル替え芯	ケース:再生樹脂70%又は生物分解性プラスチックを使用しているもの
	消しゴム	ケース:古紙配合率70%以上のもの
	修正テープ	本体:再生樹脂を使用しているもの テープ交換可能
	修正ペン	本体:再生樹脂を使用しているもの トリクロロエタン不使用
	修正液	本体:再生樹脂を使用しているもの トリクロロエタン不使用
	ホワイトボードマーカー	軸:再生樹脂を使用しているもの

種 類	品 目	商 品 指 定 基 準
テープ	セロテープ	巻芯材:古紙を使用しているもの
	ガムテープ(クラフト製)	巻芯材:古紙を使用しているもの 本体:古紙配合率40%以上のもの
	ガムテープ(布製)	巻芯材:古紙を使用しているもの 本体:再生樹脂を使用しているもの
	メンディングテープ	巻芯材:古紙を使用しているもの
のり	液状のり	容器:再生樹脂を使用しているもの 詰め替え式
	テープのり	容器:再生樹脂を使用しているもの 詰め替え式
	スティックのり	容器:再生樹脂を使用しているもの 詰め替え式
	スプレーのり	フロンガスを使用していないもの
その他	はさみ	本体:再生樹脂製又は分別廃棄可能であること
	朱肉	本体:再生樹脂を使用しているもの 液が補充できること
	スタンプ台	本体:再生樹脂を使用しているもの インクが補充できること
	スタンプ等補充液	本体:再生樹脂を使用しているもの
	カッターナイフ	本体:再生樹脂を使用しているもの
	カッティングシート	本体:再生樹脂を使用しているもの
	ホッチキス	本体:再生樹脂を使用しているもの
	ステープラー	
	直定規	本体:再生樹脂を使用しているもの
	カードケース	本体:再生樹脂又はオレフィン系樹脂製のもの
	カード立て	本体:再生樹脂を使用しているもの
	OHPシート	本体:再生樹脂を使用しているもの
	パンチ	本体:再生樹脂を使用しているもの
	つづりひも	本体:古紙70%または再生PRT繊維を使用しているもの
	デスクマット	本体:再生樹脂を使用しているもの
	工事用アルバム	表紙及び台紙に古紙を使用しているもの
	マウスパット	本体:再生樹脂を使用しているもの
	名札	本体:再生樹脂を使用しているもの
作業服等	夏作業服	再生PET繊維を使用しているもの
	冬作業服	再生PET繊維を使用しているもの
	軍手	再生PET繊維を使用しているもの
自動車	公用車	低排出ガス車及び低燃費車の購入を前提として検討し、可能であれば低公害車を導入する。 ※ 低公害車とは次に掲げるものとする。 ①低燃費かつ低排出ガス車 ②ハイブリッド自動車 ③電気自動車 ④天然ガス自動車 ⑤メタノール自動車